

「発達障害等のある生徒の進路状況調査」結果報告

海 口 浩 芳

要 約

本報告は、高等学校において発達障害等のある生徒の進学や就職に際し、どのような支援が行われているのか、その現状を把握することを目的に2018（平成30）年10月から2019（平成31）年1月にかけて実施した「発達障害等のある生徒の進路状況調査」の結果の概要である。この調査では、文部科学省が行っている「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」において就職率の高い上位3県（福井県、富山県、石川県）と低い下位3県（沖縄県、大阪府、東京都）に所在する国公立すべての高等学校（中等教育学校を含む）1,001校を対象とし、就労支援を実際に担当している教員に記入を依頼した。対象校のうち280校から回答が得られ、回収率は27.97%だった。調査の結果、発達障害のある生徒に対応した特別な就労支援体制や仕組みがない学校が多いこと、体制や仕組みはあるが特別な指導や支援はしていない学校が多いこと等が明らかとなった。

キーワード：発達障害、ASD、進路指導、高等学校における就労支援、障害者雇用

I はじめに

1 目的

本報告は、高等学校において発達障害等のある生徒の進学や就職に際し、どのような支援が行われているのか、その現状を把握することを目的に2018年に実施した「発達障害等のある生徒の進路状況調査」（以下、進路状況調査）の結果の概要である。

2005（平成17）年に施行された発達障害者支援法は、障害児者を「身体」「知的」「精神」の3領域に分類するという長く続いてきた考え方を捕捉する意図で制定された。その第2条において発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされ、それまでは障害とは考えられていなかった症例も障害として位置づけることになった。以降、学校における障害児の大多数を発達障害児が占めることになった。急増する発達障害児への対応では、かつての特殊教育制度では障害の種別で教育の場を分ける「機会の保

障」がとられていたが、こうした通常教育と特殊教育という構造的な違いによる保障では十分な対応が難しいため、「内容の保障」をすべての学校に付加するという発想の転換によって特別支援教育が2007（平成19）年4月より始まった。

その後の制度改正について、「発達障害」「高等学校」をキーワードにみてみれば、2011（平成23）年8月の障害者基本法の改正、2012（平成24）年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」での提言、2016（平成28）年4月の障害者差別解消法の施行、同年8月の改正発達障害者支援法の施行、2018（平成30）年4月の高等学校等における通級による指導の制度化、同年8月の学校教育法施行規則の改正による個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化、2019（平成31）年2月の新特別支援学校高等部学習指導要領の公示、2019（令和元）年9月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の設置、などがあげられる。

義務教育に比べ、さまざまな面で整備の遅れが目立った高等学校においても、近年はその整備が進められつつある。しかしながら、実際の進学指導、就労支援のレベルに注目すると多くの学校は手探りの状態にとどまり、特別支援学校のセンター的機能も十分に活用されていない。そこで「進路状況調査」では、①高卒後の進路である進学と就職のそれぞれの指導の実態を把握すること、②進学・就職の指導のうち、とりわけ就職指導・就労支援の実態を把握することを目的とした。就職指導・就労支援の実態把握に注目した理由は以下による。

学校基本調査令和元年度版によれば、現在、大学等進学率は54.7%（うち4年制大学進学率は49.8%）で二人に一人が進学しており、専門学校への進学率16.4%を含めれば7割を超える高卒者が進学している。日本学生支援機構によれば、発達障害のある生徒の大学等への進学者数は年々増加している（日本学生支援機構 2019『障害のある学生の修学支援に関する実態調査』）。発達障害の場合、ASDやADHDとともに知的障害との重複が少なくないが、進学校ではこうした重複障害はあまりなく学力的には問題がないため一般入試で偏差値上位校にも進学していく。一方で、進路多様校では重複障害の生徒が多い傾向がみられ、学力的にも課題を抱えた生徒の場合、現在の多様化した推薦入試を利用して進学していく。とくに現在は私立大学の3割が定員割れ（2019年 33% 日本私立学校振興共済事業団）の状況にあるため、学生確保を優先するところであれば、容易に合格できる傾向がある。一方、高卒就職をめぐるのは高卒労働市場の変化によって、就職先の減少が顕著である。したがって、進学は問題の先送りが可能なのに対し、就職ではそれができないため実態に即した就職指導・就労支援が必要になる。そこで重要になるのが、就職指導・就労支援において実効性のある事例の探索とその事例の他への適用の可能性を検討することであり、その端緒として本調査を実施した。

2 調査の対象と方法

(1)調査対象

文部科学省が1976（昭和51）年度から毎年実施している「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」¹において、就職率の高い上位3県（福井県、富山県、石川県）と就職率の低い下位3県（沖縄県、大阪府、東京都）を対象とした。なお、「進路状況調査」実施前に直近から3年遡って上位3県下位3県を確認したところ上位3県に変動はなく、下位3県は若干の変動がみられたため下位3県については平均値から対象の3県を選定した。

そのうえで2018年10月時点において、上位3県（福井県、富山県、石川県）下位3県（沖縄県、大阪府、東京都）に所在する国公立すべての高等学校（中等教育学校を含む）の就労支援を実際に担当している教員に記入を求めた。なお、本報告は概報のため高卒就職率上位3県と下位3県との比較は行わない。

(2)調査時期

2018（平成30）年10月から2019（平成31）年1月にかけて実施した。

(3)調査方法

対象地域の国公立すべての高等学校を対象とする悉皆調査とし、郵送による調査票（質問紙）調査を実施した。対象地域の高等学校数は、福井県41校、富山県57校、石川県57校、沖縄県74校、大阪府282校、東京都490校、計1,001校である。

(4)回収数および回収率

対象学校数のうち280校から回答が得られ、回収率は27.97%だった。なお、「Ⅱ 調査結果」において、設問によっては該当しない学校もあるため（例：進学者の割合が100%のため就労支援の実績がない等）、その場合は該当する学校数を母数として割合を示している。また、回答未記入等（DK/NA）の場合も、それらを除外した学校数を母数として割合を示している。

Ⅱ 調査結果

1 設置形態・課程・学科等について

(1)学校の設置形態

調査に回答した高等学校の設置形態は、国公立185校、私立95校で全体に占める割合はそれぞれ国公立66.07%、私立33.92%だった。

(2)学校の規模

学校の規模（全校生徒数）については表1のとおりである（サンプル数は279で未記入1校を除いた数）。全校生徒数が1,000人を超える大規模校が約2割、500人以上の学校が7割以上を占めた。このことから、今回の調査結果より得られる知見は、中規模から大規模校における取り組みに対してのフィードバックとして活用されることが望ましいと思われる。

表1 学校の規模別割合

学校規模	校数	割合
～ 50人	7校	2.50%
51～ 100人	8校	2.86%
101～ 300人	27校	9.67%
301～ 500人	33校	11.82%
501～ 800人	77校	27.59%
801～1,000人	67校	24.01%
1,000人～	60校	21.50%

n=279

(3)課程の種類別

課程の種類別については、全日制232校（82.85%）、定時制37校（13.21%）、通信制11校（3.92%）であった。定時制、通信制については、サンプル数が少ないためより詳細な統計分析では除外して取り扱う。

表2 課程の種類別の割合

課程の種類別	校数	割合
全日制	232校	82.85%
定時制	37校	13.21%
通信制	11校	3.92%

n=280

(4)学科の種類別

設置されている学科の種類別については、表3のとおりである。なお専門学科の内訳は、工業科（31校）、商業科（16校）、農業科（8校）、家庭科（11校）、福祉科（4校）、美術科（4校）、音楽科（1校）、看護科（1校）、水産科（1校）、情報科（2校）、体育科（5校）および理数科（2校）、国際関係科（8校）、外国語科（3校）、その他（演劇科、食物文化科、文理学科5校）である。また、単位制の学校が7校だった。

表3 学科の種類別の割合

学科の種類別	校数	割合
普通科	181校	64.64%
専門学科	39校	13.92%
総合学科	21校	7.50%
普通科・専門学科	31校	11.07%
普通科・総合学科	4校	1.42%
専門学科・総合学科	3校	1.07%
普通科・総合学科・専門学科	1校	0.35%

n=280

(5)特別支援教育にかかわる免許・資格を持つ教員の有無

「特別支援教育にかかわる免許・資格を持つ教員はいますか。あてはまるものを選

んでください」(複数回答)との問いに対して以下の回答が得られた。なお、集計に際し、未記入等の34校についてはサンプルから除外した。保有している資格については特別支援学校教諭免許状(54校)、臨床心理士(21校)、学校心理士(10校)、資格の所持不明(141校)、有資格者はいない(30校)だった。これら設問の資格以外に「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「スクールソーシャルワーカー」、「ガイダンスカウンセラー」、「特別支援教育士」などを挙げる学校もあった。

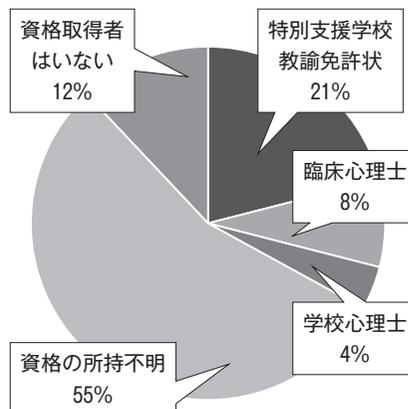


図1 教員の有する特別支援教育に関する免許・資格の種類

実際の指導・支援に携わっている教員の過半数が、自校の特別支援教育に関する有資格者の有無を把握していない。校長、副校長等の管理職は把握していると思われるが、校内支援体制を機能させるためには特別な教育的ニーズのある生徒の指導・支援に実際に携わっている教員にも、そうした情報を周知させる必要があるように思われる。

2 発達障害等のある生徒への進学指導、就労支援に携わっている教員の属性

(1)教育歴について

発達障害等のある生徒への進学指導、就労支援に実際に携わっている教員の教育歴(教員として正規に採用されてから現在までの期間)について尋ねた項目では、5年未満(4名)、10年未満(13名)、15年未満(29名)、20年未満(28名)、30年未満(84名)、30年以上(119名)だった。

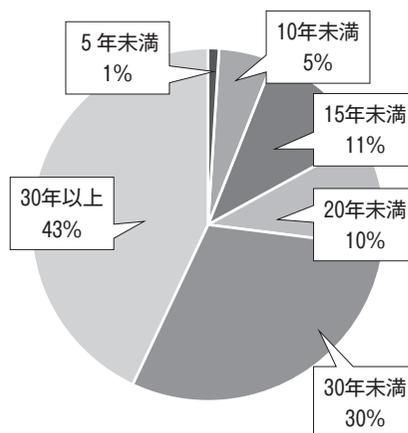


図2 進学指導・就労支援に携わる教員の教育歴

教育歴「30年以上」が43%と最も多く、次いで「30年未満」が30%を占め、両者を合わせると7割を超える。一方、「5年未満」が1%、「10年未満」の5%と合わせても1割に満たない。進学指導・就職指導という重要な職務に加え、特別な教育的ニーズへの対応も求められることから、ベテラン教員が充てられていると思われる。

(2)担当している校務分掌について

ア 校務分掌について

調査票の回答者が、現在担当している校務分掌について尋ねた項目(複数回答)では、進路指導(151名)が最も多く、次いで管理職(校長・副校長・教頭・指導教諭)が63名だった。管理職のなかでも副校長による回答が最も多かった。発達障害のある生徒についての質問というデリケートな問題のため管理職が回答したと思われる(実際、そのように記述した回答者もいた)。その他の回答者については、特別支援教育コーディネーター(48名)、教務(22名)、教育相談等(16名)、生活指導(12名)、その他(入試広報、総務企画、人権、学校保健)が4名だった。

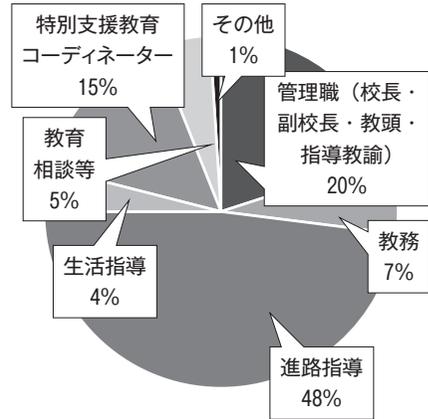


図3 校務分掌の担当

イ 現在の校務分掌に就いてからの期間

現任校で、現在の校務分掌に就いてどれくらいかを尋ねた項目では、2年以下(85名)、3～4年(79名)、5～6年(43名)、7～8年(32名)、9年以上(36名)だった。回答者の校務分掌では進路指導が最も多かったことから、現任校の状況をよく把握していると思われる勤続年数の多い教員が多数を占めるかと思われたが、4年以下が6割うち2年以下が3割を占めた。

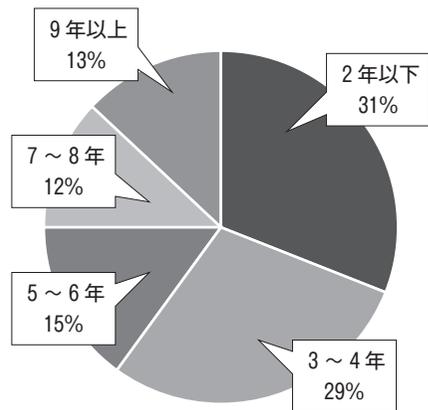


図4 校務分掌に就いてからの期間

3 発達障害のある生徒への進路指導

(1)発達障害(診断書有)生徒の進路指導の経験の有無

これまでに発達障害(診断書有)の生徒への進路指導の経験があるかどうかを尋ねた項目では、「ある」が162名、「ない」が116名で、割合で示すと「ある」が58%、「ない」が42%だった(図5参照)。また、これまでに本人の状態や学校としての判断から発達障害と思われる生徒、いわゆるグレーゾーンの生徒への進路指導の経験の有無

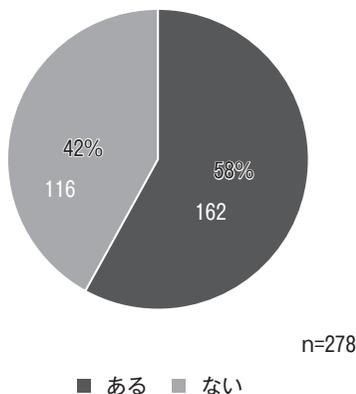


図5 発達障害（診断書有）の生徒への進路指導経験の有無

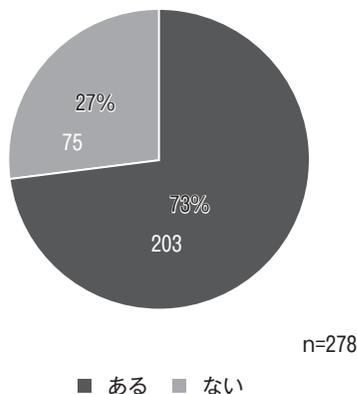


図6 発達障害と思われる生徒への進路指導経験の有無

を尋ねた項目では「ある」が203名、「ない」が75名でそれぞれの割合は73%と27%だった（図6参照）。

2012（平成24）年に文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」では、医師による診断ではなく担任教師らによる指摘ではあるものの発達障害が疑われる児童生徒の推定値が6.5%とされた。それから6年ほどを経て準義務教育化（令和元年度「学校基本調査」によれば高等学校等進学率は98.8%）している高等学校でも、発達障害等の生徒への対応が多く为学校で必要とされていることがわかる。グレーゾーンの生徒への進路指導の経験だけでなく、診断書有の生徒に対する経験も過半数の教師が経験していることから、今後はより実効性のある校内支援体制の構築が必要と思われる。

（2）通級による指導の制度化が今後の進路指導にどう影響するか

2018年4月より高等学校においても「通級による指導」が制度化されたが、このことが今後の進路指導にどのような影響を与えると思うか、について尋ねた項目（複数回答）の結果を示したのが図7である。最も多かったのが、「中学校との連携が求められる」（164回答）、続いて「高卒後、進路先との連携が求められる」（127回答）だった。「切れ目ない支援」の重要性が指摘され、すでに中学校との連携は多くの地域・学校で進められているが、その内実の検討が今後必要と思われる。また、高卒後の出口の保障という意味で進路先との連携が今後の課題と思われる。

「これまでと変わらない」と回答した学校のなかには、「通級的な支援体制をすでにとっているから」（公立・定時制・普通科）というように、すでに特別な教育的ニーズのある生徒に対応しているところもある。一方で、発達障害の生徒（疑いのある生徒を含む）に対して進路指導をしたことが「ない」学校で、「これまでと変わらない」

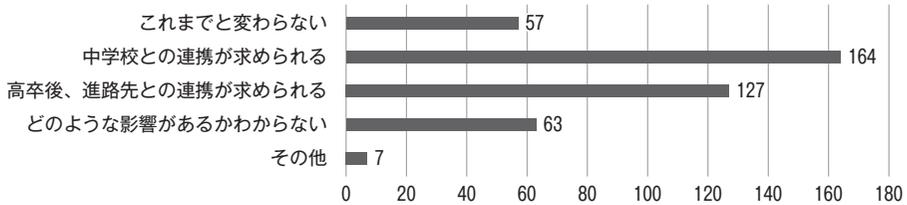


図7 通級指導が今後の進路指導に与える影響

と回答した学校の真意についてはより精査が必要である。なお、「その他」を選択した学校には、その理由を記述してもらった。以下がその内容である。

- ・義務教育ではないので、はっきりいって困惑している（公立・定時制・普通科）
- ・履修問題と人員不足（公立・全日制・総合学科専門学科併設）
- ・特別支援学校の求人ネットワークを教えてもらえないと厳しい生徒もいる。企業側は特別支援学校でない学校から要支援の生徒が来るとは思っていない（公立・全日制・総合学科）
- ・福祉サービスを受ける生徒が出てくる可能性がある（就労移行支援など）（公立・全日制・総合学科）
- ・負担が大きくなると思われる（公立・全日制・普通科総合学科併設）
- ・生徒本人の得意不得意、支援があればできること等を入学時から意識的に見つけ進路指導につなげる必要がある。そのうえで一般就職枠か障害者枠かを十分に生徒保護者に説明したうえで意思決定を支援する必要がある（公立・定時制・専門学科）
- ・就労移行支援が必要な生徒の増加とその対応（公立・全日制・普通科）

4 発達障害等のある生徒への就職指導（就労支援）

(1) 就職を希望する発達障害等のある生徒（疑いのある生徒を含む）のために就労支援の特別な体制や仕組みを整えているか

就職を希望する発達障害のある生徒（疑いのある生徒を含む）」のために、特別な就労支援体制や就労支援のための仕組みを整えているかを尋ねた項目（単回答）についての結果が図8である。発達障害のある生徒のための特別な支援体制や仕組みを持っていない学校が51校で最も多く、以下、「校内支援体制はあるが、特別な支援や指導はしていない」が33校、「校内支援体制はあるものの、特定の教員（特別支援教育コーディネーターなど）に依存している」が32校、「校内支援体制のもとで組織的に特別な指導や支援をしている」が25校だった。つまり、組織的に特別な指導や支援をしている学校は、就職希望者がいる学校の16.89%と2割に満たない状況だった。

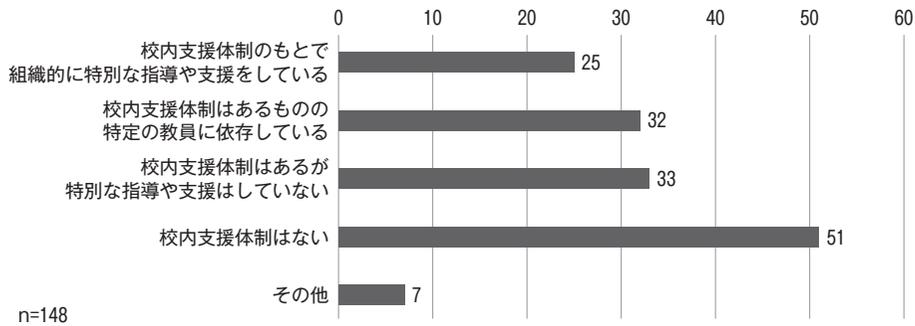


図8 就労支援体制の有無

なお、「その他」を選択した学校には、その理由を記述してもらった。以下がその内容である。

- ・現時点での就職者に対象者がいない（公立・全日制・専門学科）
- ・障害のある生徒を含め個々の課題に応じた支援を行っている（公立・全日制・普通科）
- ・ケースバイケースで対応（私立・全日制・普通科）
- ・1年生のときから進路部と保護者で話をする機会を設けて早い段階からハローワークの特別支援課のジョブサポートと連携を取っている（公立・全日制・専門学科）
- ・支援体制はないが個人的に支援している（公立・全日制・専門学科）
- ・SSW、SC、支援Co、担任等が連携し、校内支援体制を整えようとしている（公立・定時制・普通科）
- ・現在、進路指導室と教育相談室で支援体制を検討中（私立・通信制・普通科）

(2)校内支援体制の構築にあたってモデルとした取り組みの有無

(1)で就職を希望する生徒に対して校内支援体制があると回答した学校(n=93)に、校内支援体制の構築にあたってモデルとした取り組み等があったかを尋ねた項目の結果を示したのが図9である。モデルとした取り組みが「あった」と回答した学校は17校、「ない」と回答した学校が65校、「その他」が2校だった。モデルとする取り組みが「あった」と回答した学校に、その取り組みについて具

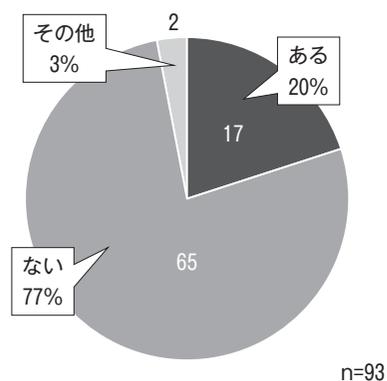


図9 モデルとした取り組みの有無

体的に記述してもらった。以下がその内容である。

- ・進路部とハローワーク援助部門の連携（公立・定時制・総合学科）
- ・前任者が行っていたのでわからない（公立・定時制・普通科）
- ・定期的に外部カウンセリングを行っていた（公立・定時制・普通科）
- ・進路部と特別支援教育コーディネーターの連携（私立・全日制・普通科）
- ・各学年と保健相談部に1人以上の特別支援教育コーディネーターを配置し、毎週週時程に位置づけたスクールカウンセラーを交えた意見交換会を実施している（公立・全日制・総合学科）
- ・生徒サポートチーム（公立・定時制・総合学科）
- ・特別支援教育士が在籍していた学校（公立・全日制・専門学科）
- ・他校の取り組み（公立・全日制・総合学科）
- ・他の県立高校における就労支援（公立・全日制・普通科）
- ・着任時にすでに体制ができていたのでわからない（公立・全日制・普通科）
- ・定期的な情報共有の場の設定（公立・全日制・専門学科）
- ・他校や研修で知った取り組み（私立・全日制・普通科）
- ・モデルケースとは異なる取り組みを行った。ケースバイケースで対応。特別支援学校との連絡会等に参加し情報を得ている（公立・全日制・総合学科）
- ・ユースソーシャルワーカー（YSW）に依頼して週一回来てもらっている（公立・定時制・普通科）
- ・先進校の取り組み（地域の支援機関との連携のあり方）（公立・定時制・普通科）
- ・自立支援チームで指導の確認をしながら、手帳取得・作業能力判定やハローワーク窓口にYSWと一緒に相談に行った（公立・定時制・普通科）
- ・私自身の特別支援学校での進路指導経験（聾学校だったので障害者雇用の就職が多かった）（公立・全日制・普通科）
- ・本校は大阪府が設置した「知的障害生徒自立支援コース」のある高校なので、障害者雇用、企業開拓もコース担当チーフと連携を図って共有している（公立・全日制・総合学科）

(3)校内支援体制のもとで実施している就労支援

校内支援体制のもとで、どのような就労支援をしているかを尋ねた項目（複数回答）についての結果が図10である。最も多かったのが「校内の関係部門（教育相談、保健、特別支援教育コーディネーターなど）との連携」で74件、ほぼ同数の73件が「教員による面談・面接指導」だった。「障害者職業センターにおける職業相談」、「インターンシップの実施」、「VTR職業レディネス・テストの実施」など一歩踏み込んだ取り組みをしている学校は少数だった。「連携」の必要性が盛んにいわれているものの、

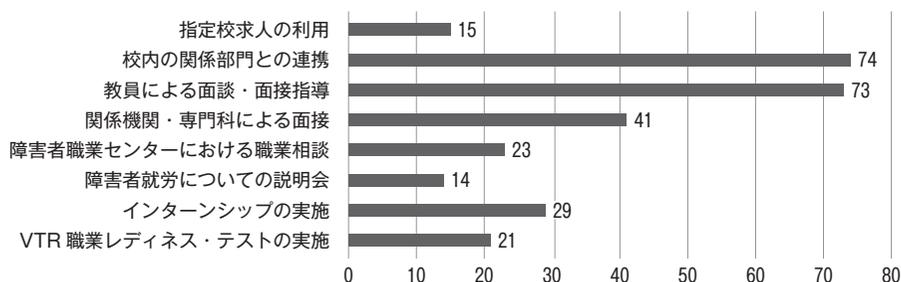


図10 実施している就労支援の内容

連携が学校内部で完結しているところが多いことがわかる。

「インターンシップの実施」を回答した学校にその時期を尋ねたところ、2・3年次の8月（公立・全日制・専門学科）、2年次（公立・全日制・専門学科）、2年次11月（公立・全日制・総合学科）、1年次2年次の7月に職場見学を実施（公立・全日制・総合学科）との回答を得た。また、「その他」として「職場体験実習の実施」（公立・全日制・総合学科）や「ハローワーク障害者窓口や若者サポートステーションにつなげる」（公立・定時制・普通科）との回答を得た。

（4）就労支援において最も重視している取り組み

（3）で尋ねた項目のなかで、最も重視している取り組みについて尋ねた項目（単回答）についての結果が表4である。ここでも（3）の結果と同様に「教員による面談・面接指導」（30件）、「校内の関係部門との連携」（27件）が突出しており、学校内における取り組みに特化する傾向がみられた。自校において優れた実績をあげている場合は、自校のなかで完結する仕組みでも問題ないといえるが、一般的には外部との連携にも目を向ける必要があると思われる。また、「その他」を選択した学校のなかで、「GATB 職業適性検査の実施」（公立・全日制・普通科）をあげた学校があった。

表4 就労支援において最も重視している取り組み

	質問項目	回答数
1	VRT職業レディネス・テストの実施	0
2	TTAP（TEACCH Transition Assessment Profile）の実施	0
3	インターンシップの実施	5
4	障害者就労についての説明会	1
5	障害者職業センターにおける職業相談	4
6	関係機関・専門家による面談	12
7	教員による面談・面接指導	30
8	校内の関係部門（教育相談、保健、特別支援教育コーディネーター等）との連携	27
9	指定校求人の利用	12
10	その他	2

n=93

(5)校内支援体制がない学校における就労支援

校内支援体制が整っていない学校では、どのような就労支援をしているかを尋ねた項目についての結果が表5である。

表5 校内支援体制がないなかで、どのような就労支援をしているか

質問項目	回答数	割合
特別支援教育コーディネーター等が独自に行っている	21	37.50%
就労支援をしていない	19	33.92%
その他	16	28.57%

n=56

「特別支援教育コーディネーターなど特定の教員が独自に行っている」が37.05%で最も多く、次いで「就労支援をしていない」が33.92%だった。支援体制が整っていない学校では、特定の教員が「善意」で行っており、その負担が過重であることが、これまでも指摘されてきたが、そうした事実を裏づける結果となった。また、そうした特定の教員がいない学校においては、就労支援そのものが行われていないことが明らかとなった。

一方、「その他」を選択した学校の回答からは、自校で対処できない場合、外部機関（とりわけハローワーク）との連携をとっている学校が多いことがわかった。以下は、その詳細である。

- ・ハローワークとの連携（私立・全日制・普通科）、（公立・定時制・普通科）
- ・就職担当教員がハローワークと連携を取りながら支援している（公立・全日制・専門学科）
- ・進路部とハローワークが連携して対応している（公立・全日制・専門学科）
- ・教員による面談・面接指導、インターンシップへの参加（公立・全日制・専門学科）
- ・SC・YSWなどと進路が連携またはハローワークに相談（公立・全日制・専門学科）
- ・1年生のときから進路部と保護者で話をする機会を設けて早い段階からハローワークの特別支援課のジョブサポートと連携を取っている（公立・全日制・専門学科）
- ・公共の相談窓口との連携（私立・全日制・普通科）
- ・ハローワークの障害者雇用部門の方と相談している（私立・全日制・普通科）
- ・就職担当者が直接個別に指導（私立・全日制・普通科）
- ・ハローワークに相談する（公立・全日制・専門学科）
- ・ハローワーク（障害者部門）と連携を図る（公立・定時制・普通科）

- ・就職支援委員が支援を行っている（公立・全日制・普通科）
- ・クラス担任が個々に応じた指導をしている（私立・全日制・普通科）
- ・外部の就労支援施設を勧めている。ただし原則は卒業後に通所（私立・通信制・普通科）

(6) 就職希望の発達障害生徒への指導で特に重視していること

就職を希望する発達障害の生徒（疑いのある生徒を含む）への指導において、特に重視していることを尋ねた項目（単回答）の結果が図11である。

「本人の希望」を重視するとの回答が最も多く82件、次いで「性格・行動特性」（30件）、「職業特性」（15件）、「保護者の希望」（12件）の順だった。

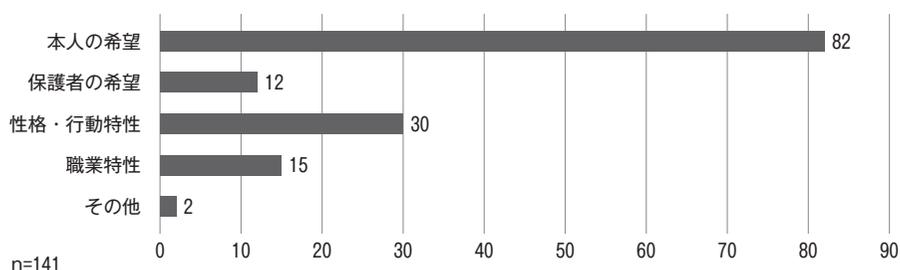


図11 就職希望の発達障害生徒への指導で特に重視していること

(7) 就職希望の発達障害生徒への指導で苦勞したこと

就職を希望する発達障害の生徒（疑いのある生徒を含む）への指導において、苦勞したことを尋ねた項目（複数回答）の結果が図12である。

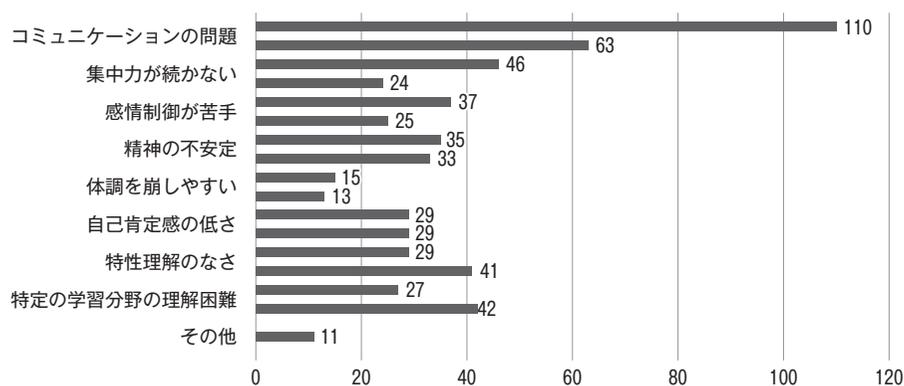


図12 発達障害生徒への就労支援で苦勞した事柄

「コミュニケーションの問題」が圧倒的に多く110件だった。経団連が1997年度より会員企業に実施している「新卒採用に関するアンケート調査」の結果では、選考時に重視する要素の1位に2004年から2019年まで16年連続で「コミュニケーション能力」をあげている。これは大卒者の選考を対象とした調査だが、高卒就職においても企業が重視する要素は同一と考えられることから、高卒就職においても「コミュニケーション能力」が採用の可否を左右するといえる。こうした事情から、就職指導での苦勞に「コミュニケーションの問題」を多くの学校があげていると推測される。

また、「その他」を選択した学校には、具体的な事柄を記述してもらった。以下がその内容である。

- ・保護者の協力が得られない（私立・全日制・普通科）
- ・特定の職種へのこだわり（公立・全日制・専門学科）
- ・現実的な本人の将来への希望を引き出すこと（公立・定時制・普通科）
- ・本人の特性と保護者の就職に対する理想のギャップ（公立・全日制・専門学科）

(8) 就労支援において、あって良かった／あれば良かったもの

就労支援において、あって良かった／あれば良かったと思うものは何かを尋ねた項目（複数回答）の結果が図13である。最も多かったのは「当該生徒の家族の理解や協力」（85件）で、次いで「医師や臨床心理士など外部の専門家による指導・助言」（78件）、「就職先につながる人脈」（69件）、「他の教員の理解や協力」（40件）、「その他」（14件）だった。

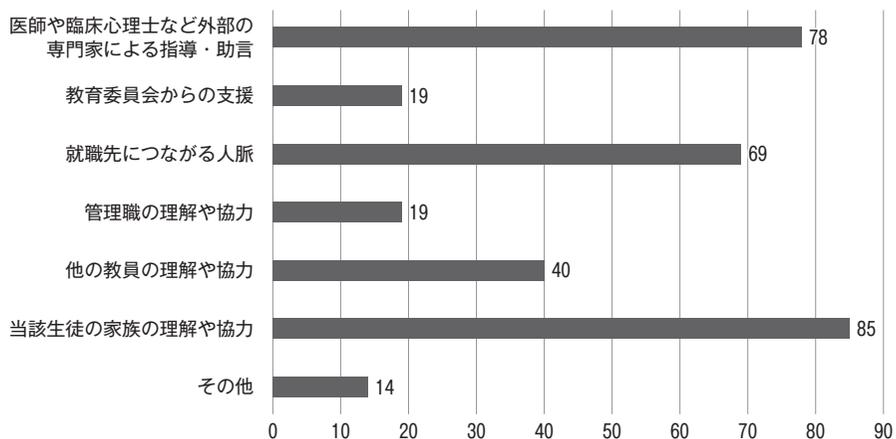


図13 就労支援において、あって良かった／あれば良かったもの

「その他」を選択した学校には、具体的な事柄を記述してもらった。以下がその内容である。

- ・ハローワークの協力（公立・定時制・専門学科）

- ・ハローワーク担当者との連携（公立・全日制・普通科）
- ・スクールカウンセラーによる支援、地域の支援機関との連携（公立・定時制・普通科）
- ・進路、担任、SC・YSWとの連携（公立・全日制・専門学科）
- ・就労支援センターとの連携（公立・全日制・普通科）
- ・ハローワークで最初から高卒求人担当でなく、障害者雇用担当に回してほしい（現在は卒業までは高卒一般の窓口が担当）（私立・全日制・普通科）
- ・本校はダークグレーの生徒も多く発達検査を校内で実施できればと思う（公立・全日制・普通科）
- ・企業の生徒受け入れに対する大きな気持ち（公立・全日制・専門学科）

5 教員の障害者雇用に対する理解

進路指導において、就労支援を担当する教員の障害者雇用に対する意識や理解を把握するため、障害者雇用促進法の改正や特例子会社について質問した。なお、サンプル母数には卒業後の進路が進学のみ学校も含まれるため、それぞれの項目の認知度は一定程度低くなっている。

(1) 法定雇用率の算定基礎対象に追加された事項の認知度

障害者雇用促進法が改正され、2018年4月から法定雇用率の算定基礎対象に「精神障害者（発達障害を含む）」が追加されたことを知っているかを尋ねた項目（単回答）についての結果が図14である。「知っている」と回答した者が197名、「知らない」と回答した者は80名だった。

急増している発達障害生徒の就労支援にかかわる事柄のため7割の担当者が新たな追加事項を把握していた。

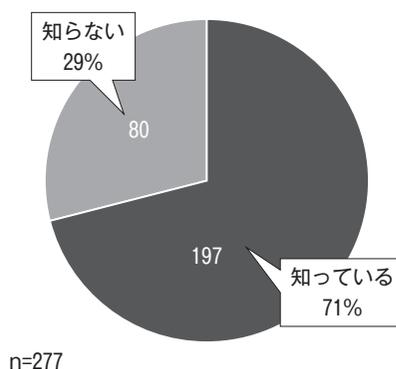


図14 法定雇用率の算定基礎対象の追加事項の認知度

(2) 法定雇用率の引き上げの認知度

障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率（従業員50人以上の民間企業は2.2%、国・地方公共団体は2.5%、都道府県教育委員会は2.4%）が引き上げられたことを知っているかを尋ねた項目（単回答）についての結果が図15である。

「引き上げ・雇用率ともに知っている」および「引き上げは知っているが、雇用率は知らない」と回答した者がともに90名で最も多く、以下、「中央省庁の障害者雇用

水増し問題によって、雇用率や引き上げを知った」42名、「どちらも知らない」38名、「雇用率は知っているが、引き上げは知らない」17名の順だった。

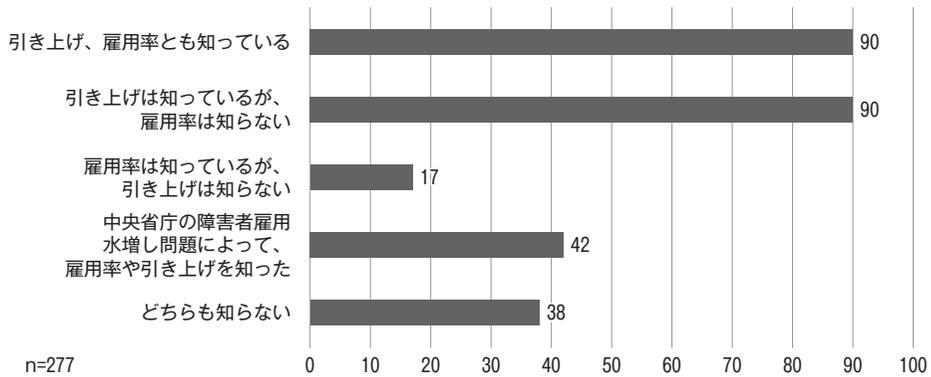


図15 法定雇用率の引き上げについての認知

(3) 特例子会社についての認知度

特例子会社²について知っているかを尋ねた項目（単回答）の結果が図16である。「知っている」と回答した者は100名、「知らない」と回答した者は177名だった。

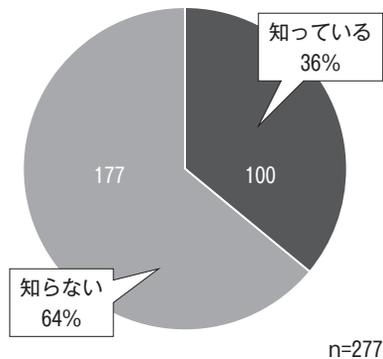


図16 特例子会社についての認知度

(4) 特例子会社について、どのように思うか

特例子会社の制度について、どのように思うかを尋ねた項目（単回答）の結果が図17である。(3)の結果からわかるように、特例子会社について十分に認知されていないことから、「特例子会社の制度について、よく知らないのでわからない」と回答した者が最も多く112名だった。「その他」を選択した者にその内容の記述を求めたところ、「制度のみ知っていて具体的な内容までは理解していない」（公立・全日制・専

門学科) といった意見が得られた。

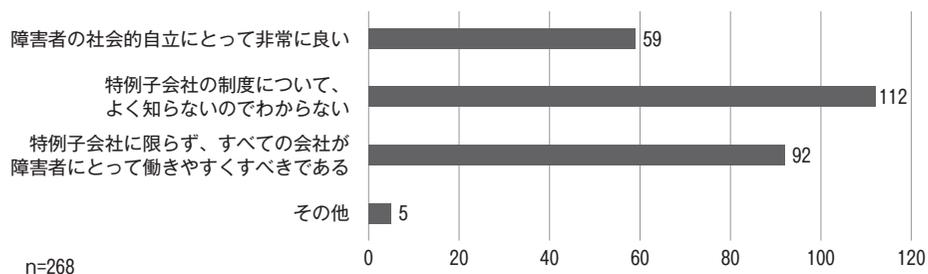


図17 特例子会社の制度について、どのように思うか

(5) AI (人工知能) の浸透と将来の就労支援の影響

2015年に野村総研とオックスフォード大学の共同研究において、将来日本の労働人口の49%の仕事がAIに取って代わられるとのレポートが公表されて以降、実際のビジネスの場においても大手都銀が新規採用を抑制したり、一部企業において新卒採用の一次選考にAIを活用するなどAIの浸透は目覚ましい。そこで各分野におけるAIの浸透が、将来、発達障害のある生徒の就労支援にどのような影響を与えると思うかを、進路指導／就労支援担当者に尋ねた。ア～ウは各項目についての結果である。

ア 質問項目：「単純作業やルーティンワークはAIに代替されるため障害者就労にも影響が出る」

この質問への回答サンプル数はDNを除き268である。「強くそう思う」「多少思う」が59%と約6割を占め、将来の就労支援に何かしらの影響が出ると考えている教員が多いことがわかる。

一方で後述の「エ 自由記述」にみられるように、障害者就労は一般就労とは異なるため、昨今世間で話題となっているAIによる代替が障害者就労に与える影響は限定的だろうと冷静にみている教員もいる。

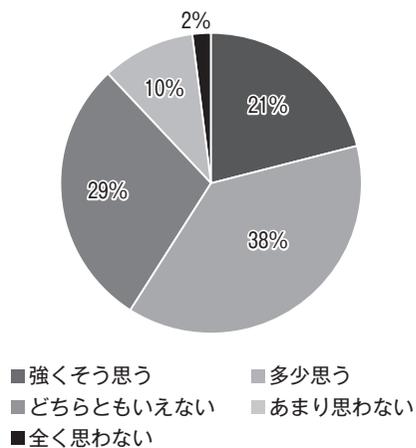


図18 AIによる将来の就労支援への影響

イ 質問項目：「AIの影響によって、いま以上に障害の特性を理解したうえでの就労支援が必要になる」

この質問への回答サンプル数はDNを除き267である。「強くそう思う」「多少思う」が66%と6割を超え、将来いま以上に障害の特性を理解したうえでの就労支援が求められると考えている教員が多いことがわかる。しかし、担当教員がこれらの課題に対応していくには限界がある。したがって、外部の機関や専門的人材の活用など学校外との連携が今後ますます重要になる。

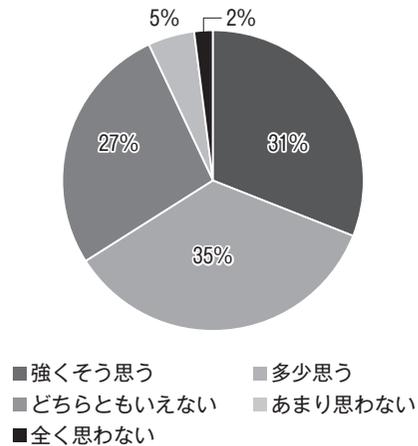


図19 より丁寧な障害特性の把握

ウ 質問項目：「現行の就労支援の枠組みが機能しなくなり、新たな就労支援の枠組みを必要とするようになる」

この質問への回答サンプル数はDNを除き262である。「強くそう思う」「多少思う」を合わせた割合が47%、「どちらともいえない」が42%と拮抗している。時代の変化とともに制度が齟齬を来たし、改善されるのは一般的にあることなので、就労支援においても同様のことが生じると考える者と、そうした傾向はあるものの障害者就労は一般の就労とは異なるため、どのような変化が生じるかわからないと考える者に分化した結果となった。

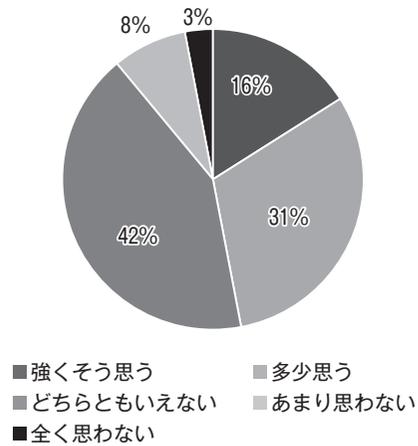


図20 就労支援の枠組みの変更

エ 自由記述：「AIの普及が発達障害のある生徒への就労支援や障害者就労に与える影響について」

上記の質問について自由記述を求めたところ、以下の回答を得た。

- ・生産性ばかり追求する社会になると人間は追いやられ、まずは社会的弱者にその影響が及ぼされるのではないかと危惧します。(私立・全日制・普通科)
- ・発達障害のない生徒への影響も不透明なのでよくわかりません。(公立・全日制・普通科)

- ・求められる労働が高くなるため就労できない人間が増えていくことで社会が成り立たなくなるのではないか。(公立・定時制・普通科)
- ・時代に合わせた支援が必要。(公立・全日制・普通科)
- ・就労支援や障害者雇用に影響が出ないよう社会で支援すべきであり、AIの普及を理由に就労不可としてはいけない。(公立・全日制・普通科)
- ・AIを単純な作業向けと考える風潮が理解できない。AIは人を超えていくからすごいのであって障害者に限らず人がすべきことは多く残ると思う。(私立・全日制・普通科)
- ・AIの普及により障害者の負担が軽減されることを望む。就労の場が少なくなることはあってはいけないと思う。(公立・全日制・普通科)
- ・人権を守るためにもAIのできる仕事でも、発達障害のある生徒ができる仕事を確保して欲しい。(公立・全日制・総合学科／専門学科)
- ・作業系の仕事が大きく減ってしまうのではないかと心配している(公立・全日制・専門学科)
- ・単純な作業がなくなるため、今後どのような仕事を与えられるかが心配である。(公立・全日制・専門学科)
- ・一般的に考えれば障害者就労のエリアまでAIが賄うことは可能であるが、ここは侵されない領域になると思う(そうならなければおかしい)。(私立・全日制・普通科)
- ・作業の最終的な決断はAIにとってかわることはできないため障害者就労はこれまでと変わらないと考える。(公立・全日制・専門学科)
- ・就業先や職種の減少。(公立・全日制・専門学科)
- ・AIの普及は障害のない生徒のためにあるのではない。障害のある生徒の就労支援になるAIを開発しなければならないと思う。(私立・全日制・普通科)
- ・今まで考えたこともなかったが、影響が出るだろうと思った。(公立・全日制・普通科)
- ・障害に合わせたシステム作りが必要。(公立・全日制・専門学科)
- ・多様なのでケースバイケース。(公立・全日制・普通科)
- ・わからないことが多く今後情報を集めたい。(公立・全日制・普通科／総合学科)
- ・タブレットが導入されたときは、障害者もそのツールを使って他の社員と一緒に取り組めることが増えたと感じる。ただ前述の質問内容だと特にASDの生徒や知的障害者の労働条件は厳しくなると思います。(公立・全日制・総合学科)
- ・障害者の就労に大きくかわるとともに行える仕事がなくなってしまう。(私立・通信制・普通科)
- ・単純作業はAIや機械に変わると思います。(私立・全日制・普通科)

- ・コミュニケーションが不得手で単純反復労働が得意な傾向にある発達障害の生徒たちにとってAIの普及は脅威と思う。発達障害の人たちを雇用する割合を明確にするなど政府のサポートが必要である。(私立・全日制・普通科)
- ・一般の生徒にも影響が懸念されているのに弱者には一番風当たりがきつくなることは想像できるので法的整備が必要だと思う。(私立・全日制・普通科)
- ・AIの普及は発達障害のある生徒だけでなく就労生徒に対し多くの影響を与えると思う。(公立・全日制・専門学科)
- ・AIを導入する企業においては障害者雇用について社内外において研修を深め、対応が可能であるように努力して欲しい。(公立・全日制・普通科)
- ・発達障害を補うようなAIの活用を企業に取り入れて欲しい。(公立・定時制・普通科)
- ・読み書き障害や対人コミュニケーションに課題がある生徒にとっては、逆にプラスの可能性を拓いてくれるのではないかとAI普及に期待しています。(私立・通信制・普通科)
- ・通常の就職も難化が予想されるので、企業の「体力」により発達障害のある生徒への対応が後手に回る可能性がある。(公立・全日制・総合学科)

6 今回の調査の内容に関連して寄せられた意見（自由記述）

今回の調査に関連して、以下の意見が自由記述において得られた。

- ・公立中学校では、自治体・教育委員会からのサポートを得られるが、私立高校では難しいのが現状。現在本校には、第2学年に車椅子の生徒が1名、第1学年に杖を使用する生徒が1名在籍している。本人たちは苦勞が多いだろうが、全体としてみればこのような生徒がいると知るだけでも意義のあることだと考える。今後とも心身にハンディキャップを持つ生徒が多くいるという現実を学校の中でも受け止めなければならないと思うので、冒頭の公的支援を充実させる必要がある。(私立・全日制・普通科)
- ・保護者が「特別な支援を必要とする生徒」として認めず、「普通な子」ですと小・中・高と「普通学級」に入れたこと。東京都の場合、定員に満たない学校は全員合格させなければならない。(公立・定時制・専門学科)
- ・障がい者が普通高校で学び一般の方と同じ暮らしをする中で就労支援の時期や期間をどうするのが課題だと思います。「職業訓練」といわれてきたものに対する考え方を見直すことが必要かと思います。(一般の人に対するものも含めて) society5.0の社会でどう働き、生きるかは多くの人の課題だと思います。(公立・全日制・普通科)
- ・発達障害と思われる生徒で、本人の強い希望により専門学校に進学した生徒がい

た。学習内容についていけるか心配ではあったが、特に上級学校に連絡を入れることはしなかった。連絡を入れることが本人にとって不利に働いたり、本人が希望していなかったりするのではないかと考えてしまう面がある。(公立・全日制・総合学科)

- ・障害が疑われる生徒をときどきみかけるが保護者が認めない限り（とくに発達障害など対人関係）通常の進学をさせる。しかし、進学後の就労前に問題が生じるはずなのでどこまで保護者が先のことまで考えているか不安になる。どの職業も対人関係がほとんど。また、今の進路指導の問題点は入れ替わりの激しさ。仮に発達障害のある生徒の進路指導の経験があっても伝承されることが少ない。周囲の進路指導主事の先生方は「進路の経験が5年未満」ということが珍しくない。引継ぎが難。(公立・全日制・普通科)
- ・沖縄県では進路や就職に特化した職員を配置する方針がなく全職員で配置転換をしながら校務をするのが根付いている。この方針にも良し悪しがあるが、障害者雇用についての専門知識が今以上に必要になると外部（ハローワークや就労支援の専門機関）との連携が求められる。(公立・全日制・普通科)
- ・発達障害の生徒はほとんどが系列の大学へAO入試指定校等で受験しており、大学進学しています。大学での就労支援の方がわかりやすく知りたい情報です。(私立・全日制・普通科)
- ・教育現場だけ「インクルーシブ」で盛り上がっているが、社会ではまだまだ知られていない。ゆえに普通校から要支援の生徒の募集があると思っておらず、トラブルになることも考えられる。インクルーシブ教育をするなら要支援生徒の就職のための人材もぜひセットで考えていただきたい。(公立・全日制・総合学科)
- ・発達障害のある生徒（学校は把握していない）が専門学校の推薦入試で不合格になりました。オープンスクールや説明会に参加したときの様子を見ての評価だったようであるが、障害者雇用など今の日本では拡大していかないと思う。(私立・全日制・普通科)
- ・発達障害ではないかと思っても、本人や保護者に「診断してもらってこい」とは言いづらく、普通の生徒として扱わざるを得ない。ソーシャルワーカーとの面談を進めても拒絶する子も多い。(公立・全日制・普通科)
- ・私自身が下肢障害を抱えており、また本校には「身体」「精神」障害をもつ生徒が時折在籍する。保護者の意向を踏まえ適切な対応を取りたいが事例が校内だけでは数が少なく全国的な事例の情報が欲しいと思います。「支援学校」だけの問題とせず、普通学校でも受け入れが進み、社会全体での取り組みとなるよう願います。(私立・全日制・普通科)
- ・実は本校の発達障害といわれたことのある生徒は発達障害であるかどうか疑わし

い生徒でした。今年度はよい大学に進学し、後輩に話をしてもらったほどです。ただ、そういう診断をされたことがあることは事実です。発達障害かどうかの判断は難しく、平常の行動が他の生徒と異なり目立つ存在であったことは事実でした。また、その程度の異常性であれば教員の中にも存在し、学校長として勤めている場合もあることを述べておきます。(公立・全日制・普通科)

- ・私は大阪府が実施している「高等学校支援教育力充実事業」の拠点校で勤務しています。本校は療育手帳のある生徒も高校の中で共生教育を行う「自立支援コース」設置校で校内に各学年3名、計9名のコース生以外に発達障害の診断を受けている生徒もいます。一方で府立や私立高校への巡回相談等も行っているため、回答は少し特殊かもしれません。ご了承ください。(公立・全日制・総合学科)
- ・進路指導部の進学担当者を主たる回答者として、不明の部分は進路部就職支援員、生徒指導部教育相談係、生徒指導部特別支援教育コーディネーターにも加わってもらって回答しています。(公立・定時制・専門学科)
- ・発達障害といっても療育を受けたり、支援学校等に通学経験があったりする生徒もいれば、全く何の支援も受けていない生徒もいて、個別対応するしかないのが大変答えにくい質問もありました。また、本校は不登校経験や前籍校でうまくいかなかった生徒を集めた特色ある学校のため一般の高校とはかなり違います。そのため同じデータとして扱われると外れてしまう可能性もあります。(公立・定時制・普通科)
- ・発達障害の子どもたちが生きやすい世の中にするためには、社会全体で利潤追求という功利主義的な考えを見直さなければならない。そのためには支援教育を学んだ若い世代が教育現場で力を発揮し、一人ひとりを大切にする支援教育が浸透すれば社会は変わっていくと思う。(私立・全日制・普通科)
- ・問題を抱えた生徒が急激に増加しており、その認識が社会に理解され共生する仕組みが必要です。何よりもご家庭の理解と支援が不可欠だと考えています。(私立・全日制・普通科)
- ・AIを導入することで障害者の方が担当していた作業や部署を失ったり、人数が減ることがないようにして欲しいと思います。また、企業は研修を深め「障害」への知識を深め、障害者に対応していただきたいと思います。(公立・全日制・普通科)
- ・発達障害のある生徒が大学に進学した後、さまざまな苦戦をしていることを聞いています。大学で就労支援に力を入れて頂けることで、社会に出てからの無用の傷つきが減るのではないかと思います。自分の持ち味で成長をゆっくり遂げながら活躍できる社会を望みます。(私立・通信制・普通科)
- ・企業と大学・高校との研修会のようなものが増えていくと良いと考える。(公立・

Ⅲ おわりに

今回実施した「発達障害等のある生徒の進路状況調査」では、対象となった高等学校において回答して下さった皆様に感謝し、お礼を申し上げます。お忙しいなか、ありがとうございました。結果については、当初2019年度中に報告する予定でしたが、家族の長期入院、出産、育児等急な私事が続きご報告が遅れたことをお詫びいたします。

また、本調査に続いて実施する聞き取り調査についてですが、調査へのご協力をご快諾いただいた方々に対しては、コロナ禍の収束を待って実施する予定です。

なお、巻末の調査票の設問Ⅰの(6)、(7)およびⅡの(2)、(3)、(4)についての集計結果は、別稿での分析に譲り本稿では割愛させていただきます。

付記 今回の調査および結果報告は、JSPS科研費（課題番号：JP17K04707）による助成の成果の一部である。

<注>

- ¹ 類似の調査は厚生労働省も行っているが、それが学校または公共職業安定所（ハローワーク）の紹介を希望する者のみを調査対象としているのに対し、文部科学省の調査は学校等の紹介を希望しない自営業者や公務員等も含め、就職を希望する者全員を対象としていることから、より実態を反映していると判断し、対象地域選定の参考とした。
- ² 障害者雇用促進法では企業等に法定雇用率以上の障害者の雇用を義務づけており、特例子会社とは企業が障害者の雇用促進を目的として設立する子会社のことをいう。一定の要件を満たせば、特例としてその子会社に雇用されている障害者を親会社やグループ全体で雇用者として算定できる。一般的な会社より障害者が働き易いように職種や環境が整えられている。

(2) 担当になってから、これまでおおよそ何人の指導をされましたか。あてはまるもの一つに○をして下さい。

- ① 1～3人 ② 4～10人 ③11～20人未満 ④ 20人以上

(3) 指導した生徒のうち当初「大学進学」を希望していた生徒の最終的な進路はどうになりましたか。以下に記載されている項目〈ア〉～〈オ〉について、あてはまるもの一つに○をつけて下さい。

	よくある	ときどきある	あまりない	ほとんどない	まったくない
〈ア〉 推薦入試を受験し、合格して進学	1	2	3	4	5
〈イ〉 一般入試を受験し、合格して進学	1	2	3	4	5
〈ウ〉 推薦入試を受験したが不合格となり、最終的に専門学校に進学	1	2	3	4	5
〈エ〉 推薦入試を受験したが不合格となり、浪人または無業	1	2	3	4	5
〈オ〉 一般入試を受験したが不合格となり、最終的に専門学校に進学	1	2	3	4	5
〈カ〉 一般入試を受験したが不合格となり、浪人または無業	1	2	3	4	5

(4) 指導した生徒のうち当初「就職」を希望していた生徒の最終的な進路はどうになりましたか。以下に記載されている項目〈ア〉～〈オ〉について、あてはまるもの一つに○をつけて下さい。

	よくある	ときどきある	あまりない	ほとんどない	まったくない
〈ア〉 一般枠で就職	1	2	3	4	5
〈イ〉 障害者枠で就職	1	2	3	4	5
〈ウ〉 就職を希望したが途中で進路変更し、推薦入試で大学に進学	1	2	3	4	5
〈エ〉 就職を希望したが途中で進路変更し、専門学校に進学	1	2	3	4	5
〈オ〉 無業	1	2	3	4	5

(5) 2018年4月から高等学校においても「通級による指導」が制度化されましたが、今後の進路指導にどのような影響があるとお考えですか。あてはまるものに○をつけて下さい。複数回答可。

- ① これまでと変わらない
 ② 中学校からの当該生徒の支援に関する情報を引き継ぐなど中学校との連携が求められる
 ③ 高卒後、進路先に当該生徒の支援に関する情報を提供するなど進路先との連携が求められる
 ④ どのような影響があるかわからない
 ⑤ その他()

Ⅲ 貴校の就職指導(就労支援)についてお伺いします。 ※ 就職希望者が0～数名など該当者がいない場合は、Ⅳへ進んで下さい。

(1) 就職を希望する発達障害の生徒(疑いのある生徒を含む)を支援するために、就労支援の特別な体制や仕組みを整えていますか。以下からあてはまるもの一つに○をして下さい。

- ① 校内支援体制のもとで組織的に特別な指導や支援をしている。
- ② 校内支援体制はあるものの、特定の教員(特別支援教育コーディネーターなど)に依存している
- ③ 校内支援体制はあるが、特別な指導や支援はしていない。
- ④ 校内支援体制はない
- ⑤ その他()

(1) で①～③を選択した方は(2)へ、それ以外の方は(5)へ進んで下さい。

(2) 校内支援体制の構築にあたり、モデルとした取り組み等がありましたか。あてはまるもの一つに○をして下さい

- ① ある ⇒ 以下の空欄に具体的にご記入下さい

- ② ない
- ③ その他()

(3) 校内支援体制のもとで、どのような就労支援をされていますか。あてはまるものに○をして下さい。複数回答可。

- ① VRT 職業レディネス・テストの実施
- ② TTAP (TEACCH Transition Assessment Profile) の実施
- ③ インターンシップの実施 (年次 月)
- ④ 障害者就労についての説明会
- ⑤ 障害者職業センターにおける職業相談など
- ⑥ 関係機関・専門家による面談
- ⑦ 教員による面談・面接指導など
- ⑧ 校内の関係部門(教育相談、保健、特別支援教育コーディネーターなど)との連携
- ⑨ 指定校求人の利用
- ⑩ その他()

(4) 上記(3)で選んだ項目のなかで、最も重視しているものについて、その番号を空欄にお書き下さい。

最も重視していること ⇒

次の回答は、設問(6)にお進み下さい。

(5) 「校内支援体制がない」なかで、どのような就労支援をされていますか。あてはまるもの一つに○をして下さい。

- ① 特別支援教育コーディネーターなどの特定の教員が独自に行っている
- ② 就労支援をしていない
- ③ その他()

(6) 就職を希望する発達障害の生徒（疑いのある生徒を含む）への指導で、特に重視していることは何ですか。あてはまるもの一つに○をして下さい。

- ① 本人の希望
- ② 保護者の希望
- ③ 性格・行動特性
- ④ 職業特性
- ⑤ その他()

(7) 就職を希望する発達障害の生徒（疑いのある生徒を含む）への指導で、苦勞されたことは何ですか。あてはまるものに○をして下さい。複数回答可。

- ① コミュニケーションの問題
- ② 社会性が低い
- ③ 集中力が続かない
- ④ 衝動性が強い
- ⑤ 感情制御が苦手
- ⑥ 気分の偏りが大きい
- ⑦ 精神の不安定
- ⑧ ストレス耐性の弱さ
- ⑨ 体調を崩しやすい
- ⑩ 無気力
- ⑪ 自己肯定感の低さ
- ⑫ 自信のなさ
- ⑬ 特性理解のなさ
- ⑭ 学力全般の低さ
- ⑮ 特定の学習分野の理解困難
- ⑯ 保護者との意思疎通
- ⑰ その他()

(8) 就労支援をした際に、あつて良かった／あれば良かったと思うものは何ですか。あてはまるものに○をして下さい。複数回答可。

- ① 医師や臨床心理士など外部の専門家による指導・助言
- ② 教育委員会からの支援
- ③ 就職先につながる人脈
- ④ 管理職の理解や協力
- ⑤ 他の教員の理解や協力
- ⑥ 当該生徒の家族の理解や協力
- ⑦ その他()

